

## ＜学校法人会計の特徴＞

学校法人は教育研究活動を遂行することを目的とする非営利法人であり、私立学校振興助成法の定めによる「学校法人会計基準」に従い、会計処理及び計算書類の作成を行います。よって、学校法人会計の特徴はこの目的が各処理・書類に反映されております。

### 1. 計算書類の説明

国または地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける学校法人は、貸借対照表、収支計算書、その他の財務計算に関する以下の書類を作成し、所轄庁に届け出ることが義務づけられています。

#### (1) 資金収支計算書

当該会計年度（4月1日～3月31日）に行った諸活動における全ての資金の収入と支出を明らかにして、支払資金の顛末を表す書類です。

この計算書の特徴は、収入と支出を全て現金預金で行われたものとみなして表示し、実際には当該年度の現金預金の収支ではない未収入金、前受金、未払金等を資金収支の調整勘定として差引調整計算することで、期末現金預金残高を次年度繰越支払資金として表示する点です。

#### (2) 活動区分資金収支計算書

資金収支計算書に記載される収支を三つの活動に区分し、各活動の資金の流れを表す書類です。三つの区分とは①教育活動、②施設整備等活動、③その他の活動となります。

#### (3) 事業活動収支計算書

当該会計年度の三つの活動（教育活動、教育活動以外の経常的な活動、その他特別な活動）に対応する事業活動収入及び事業活動支出を明らかにし、基本金（※<sup>1</sup>）組入後も収支均衡が保たれているかを図る書類です。

資金収支計算書では表れない帰属収入（負債とならない収入）や、実際には現預金の支出を伴わない減価償却額や各種引当金繰入額

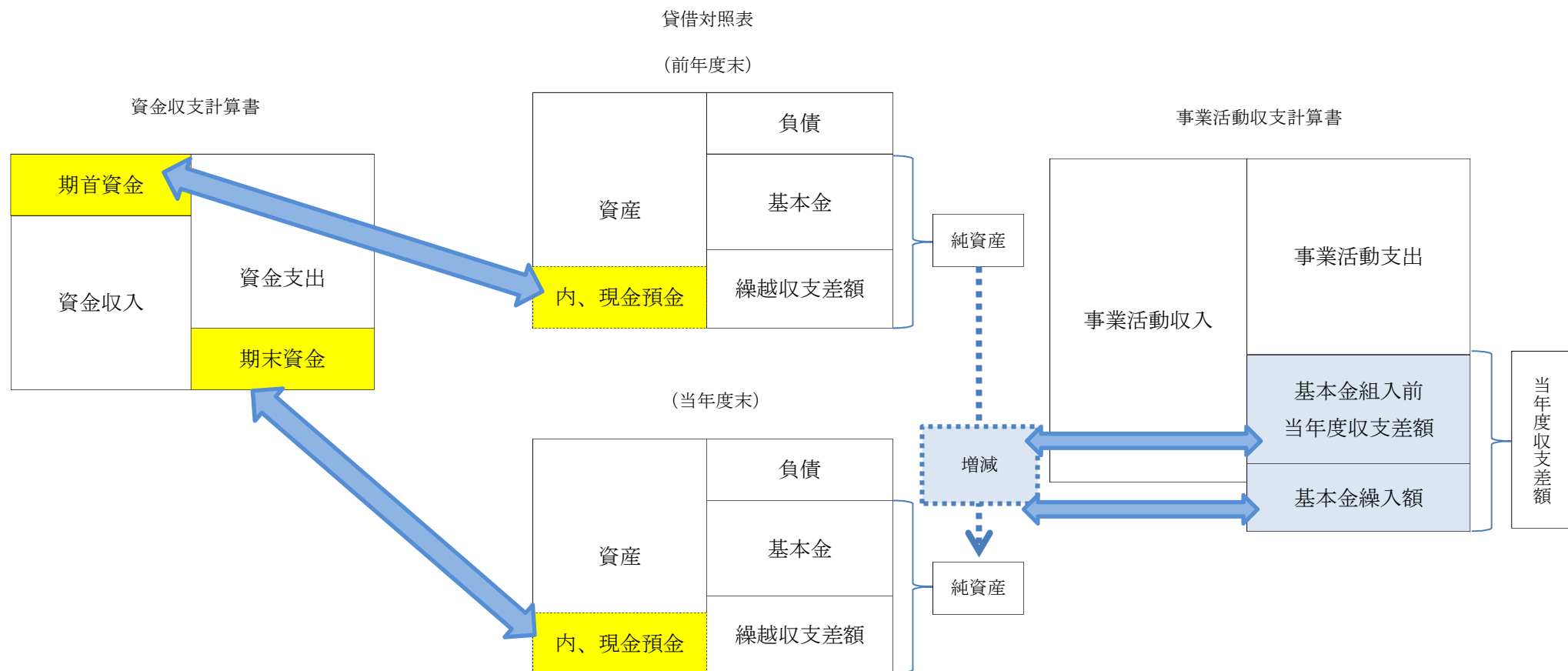
等は計上されますが、資本的支出（固定資産取得等）に充てる額は除いて計上します。

※<sup>1</sup>基本金・・・学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持する為に維持すべきものとして、事業活動収入のうちから組み入れる金額です。

#### (4) 貸借対照表

当該年度末時点での資産・負債・基本金・繰越収支差額の内容を明確にし、学校法人全体の財政状態を把握することを目的としています。

### 2. 各計算書類の関係



## <企業会計との違い>

一般事業会社の主目的は利益を得ることに対し、学校法人の主目的は教育研究活動の遂行にあります。この目的の違いが、企業会計と学校法人会計の違いに反映されています。以下の各項にはそれぞれ対応、或いは類似する内容について違いを記載します。

### 1. 計算書類

#### (1) 「キャッシュ・フロー計算書」と「資金収支計算書」

企業会計の「キャッシュ・フロー計算書」は、一会計期間における資金の増減を「営業活動」「投資活動」「財務活動」の活動区分別に表示した計算書になります。

一方、学校法人会計の「資金収支計算書」は、毎会計年度の諸活動に対応する「すべての収入及び支出の内容」並びに「当該会計年度における支払資金の収入及び支出の顛末」を明らかにするための計算書になります。

#### (2) 「損益計算書」と「事業活動収支計算書」

企業会計の「損益計算書」は、企業の経営成績を明らかにするため、「一会計期間に属するすべての収益」と「これに対応するすべての費用」を計算し、営業損益、経常損益、特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示する計算書になります。

一方、学校法人会計の「事業活動収支計算書」は、毎会計年度の諸活動に対応する「事業活動収入」及び「事業活動支出」を「教育活動」「教育活動以外の経常的な活動」「その他特別な活動」に区分表示し、基本金組入後の収支均衡の状態を明らかにするための計算書になります。

### 2. 予算主義

学校法人は、企業のように「モノ」を生産・販売し、投下した資本を回収し、利潤を獲得するといった生産経済体とは異なり、支出の増加に対して収入の増加を図ることが難しい、非弾力的な財政構造を持つ消費経済体です。学校法人の事業活動収入の約9割が容易に増額することが難しい学生生徒等からの入学金や授業料及び国や地方公共団体からの補助金で構成されております。

したがって、支出のコントロールにより資金ショートのリスクを回避することが必要であり、学校法人は一般事業会社以上に厳格な予算統制が行われております。

また、私立学校振興助成法において、「収支予算書（資金収支計算書及び事業活動収支計算書）」を所轄庁へ届け出ることが規定されており、学校法人の重要な制度として法制化されています。

### 3. 学校法人会計と企業会計の比較

	学校法人会計	企業会計
事業目的	教育研究活動	利潤獲得のための経済活動
財政構造	消費経済体	生産経済体
会計処理のルール	学校法人会計基準	企業会計原則
作成書類	資金収支計算書	キャッシュ・フロー計算書
	活動区分別資金収支計算書	
	事業活動収支計算書	損益計算書
	貸借対照表	貸借対照表
受託責任（役割）	受託者：学費支弁者、国及び地方公共団体、 寄付者等	受託者：株主、利害関係者
利益処分 （余剰金の取扱い）	なし（収支均衡が原則）	あり（株主配当、社内留保等）